

# 小中連携をどう進めるか

—学習指導要領の理念を具現化するための方法的措置として—

助川 晃 洋

## I はじめに

近年の我が国では、幼小から高大までの異校種間連携のうち、とりわけ小中連携に取り組む公立学校が、急速に増加している。2017（平成29）年3月31日に改訂・告示された小・中学校学習指導要領の両方が、揃って「教育課程の編成に当たっては（中略）学校段階等間の接続を図るものとする」（小・中ともにp.7.）<sup>(1)</sup>と述べて、カリキュラム・アーティキュレーションの実現を勧めていることからすれば、こうした傾向には、今後より一層の拍車がかかるに違いない。

では新学習指導要領体制下において、小中連携をどう進めるか。そのあり方については、これまで同様、これから先も、全国一律ではなく、それぞれの学校や地域が、実情を踏まえたローカル・オプティマムを追求することにより、様々な状況が見受けられて当然である。しかしこのことを十分に承知した上で、それでも本稿では、上記の問いに対する一つの、基盤的な、しかも（筆者が考える範囲で、可能な限り）最大公約数的な回答を提示することを試みる。最終判断は、現場にいる当事者の裁量に委ねるにしても、それでも個々の実践を創造する際の有益な参照基準を示そうと努力することは、やはり教育（方法）学研究者の責務であると筆者は考える。

## II 概念理解

中央教育審議会初等中等教育分科会の学校段階間の連携・接続等に関する作業部会が2012（平成24）年7月13日にまとめた文書「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」では、「小

中連携」と「小中一貫教育」という二つの類似した概念が、次のように区別されている（p.6.）<sup>(2)</sup>。

「小中連携」…小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

「小中一貫教育」…小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育

この説明では、「連携」の方が広く、「一貫」は、その中に包含されたものとみなされている。実際には、両者を指して小中一貫教育（連携型、或いは施設分離型のそれ）と総称する場合も少なくないだけに、全面的に、とまでは言えないにせよ、それでも基本的に了承することができる整理・規定であると考えられる。これについては、公的な会議の場や関係する議論の過程で、どこかに手が加えられたという話は聞いていないし、その限りにおいて、現時点でなお、一定の有効性を持っているはずである。

### Ⅲ 基本構想

2016（平成28）年12月21日に出された中央教育審議会の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下、中教審答申と略記する）の「概要」では、第2部「各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性」の第1章「各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続」の6「学校段階間の接続」において、（小学校教育と中学校教育の接続）という見出しの下、次のように述べられている<sup>(3)</sup>。

- ・ 義務教育9年間を通じて、子供たちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、小・中学校間の連携の取組を充実させる。小学校高学年は、専科指導を拡充するなどにより、中学校への接続を見据えた指導体制の充実を図る。

そして中教審答申本体の第2部第1章6の（2）「小学校教育と中学校教育の接続」では、当然のことながら、ずっと詳しく、

次のように述べられている<sup>(4)</sup>。

- 小学校・中学校の接続については、義務教育9年間を通じて、子供たちに必要な資質・能力を確実に育むことを目指し、同一中学校区内の小・中学校間の連携の取組の充実が求められる。
- 具体的な取組の工夫として、例えば以下のようなことが考えられる。
  - ・ 学校運営協議会や地域学校協働本部の会議等の合同開催などの機会を通して、各学校で育成を目指す資質・能力や、それに基づく教育課程の編成方針などを、学校、保護者、地域間で共有し必要に応じて改善を図ること。
  - ・ 校長・教頭等の管理職が集まる機会を用いて、各学校で育成を目指す資質・能力や、それに基づく教育課程の編成方針などを共有し必要に応じて改善を図ること。
  - ・ 教職員による合同研修会を開催し、当該中学校区で9年間を通じて育成を目指す資質・能力との関係から、各教科等、各学年の指導の在り方を考えるなど、学習指導の改善を図ること。
  - ・ 同一中学校区内の小・中学校のPTA代表が集まる場や、各小・中学校のPTA総会の場等において、同一中学校区内の小・中学校の取組の共有や、保護者間の連携・交流を深めること。
- また、小学校高学年に関しては、子供たちの抽象的な思考力が高まる時期であり、指導の専門性の強化が課題となっていることを踏まえ、専科指導を拡充するなどにより、中学校への接続を見据えた指導体制の充実を図ることが必要である。
- さらには、小中一貫教育による特色ある教育課程を編成できる制度として創設された、義務教育学校制度における教育課程の特例措置を活用することによって、小学校高学年の発達の段階における課題に対応した教育内容と指導体制を確立し、小学校教育と中学校教育を円滑に接続さ

せ、特色ある教育活動を展開していくことも効果的であると考えられる。

ここでは、同一中学校区内における小中連携の充実、小学校高学年の教科指導における専門性の強化、義務教育学校制度下での特例的な教育課程の編成・実施という三つの柱が設けられており、このうち最初の小中連携についてだけは、具体的な取り組みの工夫として、四つの事項が例示されている。そこでのキーワードは、三度にわたって登場する「共有」であり（それが用いられていない第三項でも、中学校区全体で学力観を共有し、授業改善を図ることが要請されている）、とりわけ「各学校で育成を|指す資質・能力や、それに基づく教育課程の編成方針」、もう少しかみ砕いて換言すれば、小・中学校段階で、子どもにどのような力を身につかせようとするのか、そのために、どのようなカリキュラムを組むのかについて、すべての関係者が共通理解し、共通実践を図ることが求められている（第一、二項で見られるフレーズが、そのまま使用されてはいるわけではなく、その点では明示的でないにせよ、第三、四項でも、実質的に同じことが含意されていると考える方が自然である）。

#### IV 実践方法<sup>(5)</sup>

小中連携の様々な実践に対しては、そのねらいやスタイルが、それぞれ違っていると看做しても、特に教師同士による企画・立案段階に着目する限りにおいて、通常のケース以上に、学校を基盤とし、子どもの実態を踏まえたカリキュラム開発の取り組みであることが、ほぼ共通に期待されている。それに応えるためには、次の三つの手順、或いはステップを踏むことが望ましい。

##### (1) 情報・データの交換・共有

小・中学校の教師双方の間で、小中連携を進めるに当たっての基本情報が欠けている場合が少なくない。共通のテキストやテーマを定めて、合同の研究・研修会を開催する。学校経営案や教育課程実施計画書を交換する、或いは共同で作成

する。異校種の教師を自校の評価委員会のメンバーに加える。例えばこのような取り組みによって、相互のやりとりは自ずと密になり、すべての教師が、必要な情報を共有することが可能になるだろう。

また子どもの現状、とりわけ学力の実態にかかわるデータが小・中学校間で交換され、共有されるとよい。各種学力調査の結果を合同で分析することができれば、校種をまたいだ形で学習指導上の共通課題が発見され得るであろうし、個々の子どもについて、小学校時代の学習経験や習熟の程度がデータとして蓄積され、閲覧可能な形で整理されていれば、中学校の教師は、それを参考にして、「個に応じた指導」を行うことができよう。

### （2）指導の重点項目の設定

小中連携においては、多くのことに、一気に取り組もうとするのではなく、むしろ小・中学校に共通する指導の重点項目を定め、それを基軸として、共同的な営みを推進する、或いは少なくとも、そこから始めるのがよいだろう。例えば学習習慣の定着や学習規律の徹底が、小学生のうちから図られていれば、中学生になってからの戸惑いも、随分と軽減されるはずである。

### （3）授業の共同実施

カリキュラム開発が最も進展するのは、おそらくは授業実践を通じてである。小・中学校の教師が一緒に授業をする、すなわちティーム・ティーチングを展開するとなれば、準備段階から、両者間で意見交換と共同作業が活発化し、教材解釈が深まり、授業づくりのコンセプトや指導技術等についての相互理解が進むに違いない。

また小・中学校間の関係を良好なものとするためには、次の二点が重要である。

### （１）対等互恵の原則

小中連携の取り組みは、どちらか一方の主張ばかりが通るようだと、おそらくは成立・継続が難しくなる。お互いの歩み寄りが不可欠である。例えば連携対象を特定の教科だけにしてしまうと、教科担任制を敷く中学校の教師の中には、連携に魅力や意義を見出せず、それに対して及び腰になる者が出てくると予想される。だからと言って、すべての教科を連携対象にするべきだと言いたいのではない。複数の教科を包摂する枠組みを設定できれば、両者の接点は増えるであろうし、或いは教科に依存しないテーマや組織を設けることができれば、小中連携の推進は、いくらかは容易になるはずである。

### （２）コーディネーターの役割

小・中学校双方の要望を仲介するコーディネーターがいるとよいだろう。とりわけ小中連携のスタート時点であれば、教師間のコミュニケーションを成立させることは、決して容易ではない。小（中）学校の教師が当然と思っていることであっても、中（小）学校の教師からすれば理解し難いということも多いはずである。そこで教務主任や研究主任が、両者の意見の連絡・調整窓口になるとよい。連携の主担当を校務分掌として位置づけてもよい。とはいえ、負担の大きな仕事である。校長や教頭はもちろんのこと、教育委員会指導主事のサポートが不可欠である。

小中連携は、異なる文化世界を生きてきた教師達が交流し、新しい教育実践を創造する営みである。それに着手することは、確かに面倒であるかもしれない。しかしそれでもなお、カリキュラム開発のアイディアとレポトリの充実という点で、チャレンジに値する課題ではなかろうか。

## V 代表事例

文部科学省教育課程課・幼児教育課が編集する月刊誌に、よく知られた『初等教育資料』がある。その2010（平成22）年10月

号（通巻865号）の特集1「小学校・中学校の円滑な接続」<sup>(6)</sup>では、小中連携の実践事例として、次の二つが紹介されている。

事例1：小・中学校の連携による学力向上の取組／京都府精華町  
立山田荘小学校<sup>(7)</sup>

山田荘小学校は、精華南中学校とともに（1小1中）、「自他の存在を大切にす表現力・コミュニケーション力を培い、確かな学力と豊かな人間性をはぐくむ児童生徒の育成」をテーマに掲げて、9年間を見通した指導のあり方について、2年間の実践研究を行っている。

1年目は、「両校の教職員全員が」、学びプロジェクト、心・体プロジェクト「のいずれかに所属し研究を進め、小中合同授業研究部会に分かれてのプログラム作成などを行った」。学びのプロジェクトでは、児童・生徒の「確かな学力」、とりわけ表現力・コミュニケーション力の育成に資するために、次のような取り組みが行われている。

書き力の育成：「意図的・系統的に『書く力』を高めるため、国語科と各教科等の『書く活動』の年間指導計画相互関連表の小・中学校9年分を作成し取り組んだ」。

学び合い高め合う学習：「9年間を通して、各教科等における学習のルールを徹底させ、『話し合い方』等コミュニケーションスキルを発達段階に応じて身に付けさせるため『司会の仕方』『話し合いの仕方』等の手引きを作成し活用している」。

実施体制を見直した2年目は、学びの教育部、心の教育部、体の教育部の「三つの視点からアプローチすることとした」。学びの教育部では、説明力の育成のための9年間のプログラムが作成されている。

9年間の発達の段階に応じた身に付けるべき説明力、説明の語彙、言語活動を整理したマトリクスをベースに、説明力育成の学びの流れを共有した。

また両校は、「小学校から中学校まで9年間を見通したプログラムを組むこと」に加えて、保護者や地域との連携にも一緒に乗

り出している。

学校だけでなく、地域や保護者との連携を小・中学校単位で強める小中ネットワーク会議を立ち上げるとともに、地域本部事業としてボランティアの活用も小・中学校連携で取り組むこととした。

事例2：小・中学校の連携による学習習慣・生活習慣確立の取組

／福島県会津若松市立謹教小学校<sup>(8)</sup>

謹教小学校では、日新小学校と若松第三中学校との間で（2小1中）、「学力向上や生徒指導上の課題等について情報交換がなされたり、PTA活動なども共同で行うことなどが以前からよくあった」。その上で3校は、「9年間を見通した教育」を「合言葉」に、「それまでの連携のための組織等を見直し、より実行ある連携を目指した取組を行っていくことにした」。具体的には、次のような取り組みに着手している。

- 家庭学習や生活、食育等の実態を把握し、課題解決に向けた共通の対応策を考え共通実践すること
- 家庭学習や生活に関するリーフレット等を共同で作成すること
- ノーメディアデイを推進すること
- 各種調査の分析データの引継ぎを確実にし、また可能な限り共有化を図ること
- 3校の保護者を対象とした3校PTA共催による教育講演会等を実施すること
- 子ども一人一人の課題に対応した情報交換会をより充実させること
- 「スクールインフォメーション」の内容の一部の共有化を図ること
- 授業について連携を図ること（特に小学校5・6年の外国語活動と中学校1年英語の円滑な接続等）

3校は、「特に学習習慣や生活習慣の確立を図ることが、すべての問題解決につながる喫緊の課題であると考えた」。そこで「各



学年ごとの家庭での学習や読書の時間の目標とすべき目安などを示したリーフレットを作成し、3校の全家庭に配布した。その結果、家庭での学習と読書の時間が、ともに増加している。

今後は、さらに学年に応じた家庭学習の仕方や授業と家庭学習をつなぐ工夫などを盛り込んだリーフレットを作成し、共通実践をしていきたいと考えている。

また「学校生活やPTA活動等の学校の案内・広報に類する情報」、「家庭学習に関することや生活の約束事などが盛り込まれ」た『『スクールインフォメーション』という冊子を全家庭に配布している。さらには、市民のための行動指針（「やってはならぬ やらねばならぬ／ならぬことはならぬものです」）である『『あいづっこ宣言』を踏まえた3校共通の学校・家庭生活の手引きを作成することにしている」。

連携の取組としては、現在のところまだ構想しているもののうちの一部の実施の取組にとどまっているが、今後は、3校で9年間を見通した到達目標（学力・体力・学習・生活態度等）を設定するなど、さらに縦横の連携を深めた取組を一つ一つ実践していきたいと考えている。

事例1では、表現力・コミュニケーション力の中でも、書く力や説明力を子どもに育むための9年間のプログラムが、小・中学校の教師によって作成・共有されており、学び合いのためのルールやスキルが、9年間を通して統一的に指導されている。また小・中学校の保護者の間で、つながりの強化が図られて、合同会議や共同事業が行われている。事例2では、子どもに家庭での学習、読書、生活の習慣をしっかりと身につけさせることをめざして、小・中学校が、従来にも増して協力を深めるとともに、家庭に向けて文書を配布し、必要な情報を提供・共有している。また小中連携の充実に向けた今後の展望が描かれており、中学校区レベルで9年間の到達目標を設定することなどが予定されている。

これらの特徴はどれも、たとえ文言は違っても、趣旨としては中教審答申が想定する範囲内であるか、或いは筆者が列挙した「実

施上の配慮事項」<sup>(9)</sup>に合致している。このことから、二つの事例は、いわば官許のものであると同時に、その枠内にとどまらず、教育学研究の立場から見ても、一定の意義が認められるものでありとみなすことができる。

## VI おわりに

以上本稿では、小中連携の概念、構想、方法、事例について順次取り上げてきた。意識して、かなり大づかみなレベルでの論述にとどめたため（執筆意図についてはI参照）、そのままでは、各学校に固有の条件や個別の事情（教職員の構成、子どもの実態、施設の形態、地域の特性、保護者の意識、その他）にまで十分対応できていないにせよ、それでもエッセンスとなる部分は、過不足なく書き込んだつもりである。

ただし筆者としても、ここで立ち止まることは本意ではない。各地の学校に足を運び、いくつもの事例を直接に収集し、それぞれについて細部にまで立ち入った検討を加え、適切な時点で結果を集約して、現場実践と学術研究の両方で通用する知見を創出することが、今後の課題である。

## 注

- (1) [http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/05/12/1384661\\_4\\_2.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/05/12/1384661_4_2.pdf) (accessed 20 November 2017)  
[http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1384661\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2017/06/21/1384661_5.pdf) (accessed 20 November 2017)
- (2) [http://www.mext.go.jp/component/b\\_menu/shingi/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2012/09/10/1325226\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/09/10/1325226_1.pdf)  
(accessed 27 November 2017)
- (3) 文部科学省教育課程課・幼児教育課編 『別冊初等教育資料』2月号臨時増刊（通巻950号） 東洋館出版社  
2017（平成29）年2月 p.19.

- (4) 同上 pp.120-121.
- (5) 助川晃洋 「小・中連携の円滑化に資する異校種間研究・研修活動－教師による共同的なカリキュラム開発を実現するための体制づくり－」 研究代表者竹井成美 平成20年度学部重点経費研究成果報告書『宮崎県内中山間地域の学校教育支援プログラムの構築にかかわる基礎的研究』宮崎大学教育文化学部 2009（平成21）年3月 pp.27-28.  
 助川晃洋 「小・中学校の教師による共同的なカリキュラム開発の方法」 『平成24年度宮崎大学教員免許状更新講習「小中一貫教育の理論と実践」』 宮崎大学教育文化学部・大学院教育学研究科 2012（平成24）年8月 pp.32-33.
- (6) 構成は、次の通りである。ただし事例1と同2は除く。  
 論説1：小・中学校連携の課題と今後の期待／児島邦宏（pp.2-7.）  
 論説2：小学校と中学校の円滑な接続／今村卓也（pp.8-13.）  
 事例3：小学校高学年における教科担任制の取組／宮城県登米市立佐沼小学校（pp.22-25.）  
 座談会：小学校と中学校の円滑な接続／八並光俊・川崎雅也・常盤隆・三浦智・澤井陽介（pp.26-35.）  
 なお事例3は、中教審答申の柱立てに従って、Vでの考察の埒外とした。
- (7) 文部科学省教育課程課・幼児教育課編 『初等教育資料』10月号（通巻865号） 東洋館出版社 2010（平成22）年10月 pp.14-17.
- (8) 同上 pp.18-21.
- (9) この用語は、次の箇所から借用した。  
 文部科学省 『小学校学習指導要領解説 総則編』 東洋館出版社 2008（平成20）年8月 pp.52-73.

文部科学省 『中学校学習指導要領解説 総則編』 ぎょう  
せい 2008（平成20）年9月 pp.52-75.

### 参考文献

- 河原国男・中山迅・助川晃洋編著 『小中一貫・連携教育の実践  
的研究－これからの義務教育の創造を求めて－』 東洋館出  
版社 2014（平成26）年
- 助川晃洋・石井豊久・西田幸一郎・清水健史 「小中一貫教育を  
どう進めるか－新しい義務教育の創造をめざして－」 『宮  
崎大学教育文化学部紀要（教育科学）』第27号 宮崎大学教  
育文化学部 2012（平成24）年8月 pp.53-63.
- 西川信廣・牛瀧文宏 『小中一貫（連携）教育の理論と方法 教  
育学と数学の観点から』 ナカニシヤ出版 2011（平成23）  
年